（第１号様式　別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

※確認した誓約事項のチェック欄にレ点を付けてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 誓約事項 | チェック欄 |
| １　瀬戸市ＵＩＪターン就業・創業支援事業における移住支援金交付要綱及び愛知県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、愛知県及び瀬戸市から求められた場合には、それに応じます。 | □ |
| ２　以下の場合には、瀬戸市ＵＩＪターン就業・創業支援事業における移住支援金交付要綱第１１条並びに愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領により、移住支援金の全額又は半額を返還します。 | □ |
| （１）虚偽の申請その他の不正な行為等により移住支援金の交付決定を受けたことが明らかになった場合：全額 | □ |
| （２）移住支援金の申請日から３年未満に瀬戸市から転出した場合：全額 | □ |
| 【就業の場合のみ】  （３）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額 | □ |
| （４）あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額 | □ |
| （５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に瀬戸市から転出した場合：半額 | □ |
| ３　移住支援金の返還にあたり、移住支援金を受領した日から返還金を納付した日までの日数に応じ、瀬戸市ＵＩＪターン就業・創業支援事業における移住支援金交付要綱及び愛知県補助金等交付規則（昭和５５年愛知県規則第８号）に基づき計算した加算金を請求された場合は、これを納付します。  また、移住支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付せず、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、愛知県補助金等交付規則及び瀬戸市ＵＩＪターン就業・創業支援事業における移住支援金交付要綱に基づき計算した遅延利息を請求された場合は、これを納付します。 | □ |

上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

年　　月　　日

署名欄：